

新型コロナウイルス感染症への主な対応について

令和2年6月 大阪府薬剤師会学校薬剤師部会作成

1. 消毒

- 消毒は、消毒用エタノール又は0.05%次亜塩素酸ナトリウムを推奨する。

※次亜塩素酸水及び二酸化塩素による消毒は推奨しない。

現時点において、新型コロナウイルスへの有効性・安全性が証明されていない。

【学校施設の消毒】

- 施設の消毒には0.05%次亜塩素酸ナトリウムを使用（エタノール製剤があれば使用可）。
- 消毒は、児童生徒が触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、水道の蛇口、掃除用具の持ち手、便座、流水レバーなど）を、1日1回以上実施する。
- 基本的には下校後に実施し、必要に応じて午前の授業終了後やグループワーク後に実施する。
- 普段の清掃では界面活性剤を含む住居用洗剤で定期的な清拭をすることも有効である。

《消毒の手順》

①十分に清掃する。消毒する箇所の汚れを落とす。

②0.05%次亜塩素酸ナトリウムをペーパータオル等に浸し、一方向に拭く（往復しない）。

③10分後水拭きし、ドアノブ等はその後、から拭きをする。

※注意事項

- 十分に換気する
- ゴム手袋、マスク、保護メガネ等を着用する（皮膚を傷めたり、失明の恐れがあるため）
- 噴霧は絶対にしない！（呼吸器に異常をきたす恐れがあるため）
- 次亜塩素酸ナトリウムの希釈液は1回で使い切り、翌日に残さない（分解されやすいため）
- 次亜塩素酸ナトリウムは酸性薬剤との混合は不可
- 購入が3年以上経過しているものは、使用をすすめない
- 金属製品、繊維製品、木工製品などに使用すると、腐食や変色する恐れがある
- エタノール製剤使用時は火気厳禁！またアルコール過敏症の児童生徒等がいることにも配慮が必要。アルコール消毒の際は消毒する箇所を乾燥状態にしてから行う

【手指の消毒】

- 基本的には、「正しい手の洗い方」に従った石けんと流水で手洗いを励行し、個人用の清潔なタオルやハンカチで拭く。
- 手洗いができない場合、エタノール製剤で消毒する。
- 外から教室に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗う。

※注意事項

- 手指用の消毒液は補助的に用いるもので、手洗いを徹底することで十分効果がある
- 次亜塩素酸ナトリウムで手指を消毒しない

2. 換気

- 休み時間ごとに全窓とドアを開放し外気とほぼ同等の空気環境にする。授業時間中も教室の対角線上の一つ以上の窓を開け、自然換気を図る。天候等により難しい場合は、1時間に1回（5分～10分）窓とドアを全開にする。
- 一般的なエアコンには換気機能が備わっていないため、必ず換気扇又は自然換気によって換気するように指導する。）
- 換気扇がある場合は、常時稼働する。
- 学校環境衛生基準の二酸化炭素濃度 1,500ppm 以下を目安に換気指導する。
- 窓のない部屋では常時出入り口を開放し、換気扇を用いることで十分な換気を行う。

3. 飲料水

- 長期間使用されなかった場合は、末端水栓での遊離残留塩素の測定を必ず実施する。
- ウォータークーラーを使用することは原則として推奨しない。
- 給水における水が遊離残留塩素を 0.1mg/L 以上に保持すること。

4. プール

- 水泳授業の実施にあたっては「3密」の場面を避けるなど、十分な対策を講じる。
- 学校環境衛生基準に基づき適切に管理する。
- プール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理する。
- 更衣室等の児童生徒等が触れる箇所（ドアノブやシャワー水栓等）をこまめに消毒する。
- 児童生徒等が共有するもの（ビート板等）の使い回しは避けるとともに、使用する場合は使用後に消毒する。

5. 給食

- 配食にあつては、可能な限り教職員が行う。
- 給食前に手洗いを励行する。配食担当者はマスクを着用する。
- 食事時の会話を控え、対面での着席を回避する。

6. その他

- 児童や生徒たちの安全・安心な学校生活のために、正しい知識と実践をもって感染症予防につとめる。